

○令和6年3月定例議会提出予定案件の概要説明

議案第5号 新たに土地が生じたことの確認について（大字内海）

議案第6号 新たに土地が生じたことの確認に伴う字の区域の変更について（大字内海）

以上2議案の提案の理由

昭和30年代に実施された災害復旧事業として緊急整備された護岸の背後地に、管理用道路を造成した際に生じた土地について、新たに土地が生じたことの確認及び字の区域の変更を行うため、地方自治法第9条の5第1項及び第260条第1項の規定に基づき、議会の議決を求めるもの。

変更期日 令和6年3月6日

編入（設定）する区域		編入先の（設定）字名
新たに生じた土地	新たに生じた土地の面積	
大字内海字東郷60番1地先	17.45㎡	字東郷
大字内海字東郷60番3地先	16.77㎡	字東郷
大字内海字東郷60番4地先	54.24㎡	字東郷
大字内海字浜岡部19番20地先	32.76㎡	字浜岡部

議案第7号 財産の購入について（小学校教師用教科書、指導書及び指導用デジタル教科書903冊）

1 提案の理由

小学校教師用教科書、指導書及び指導用デジタル教科書903冊を購入するため、地方自治法第96条第1項第8号の規定に基づき、議会の議決が必要であるからである。

2 財産の概要

(1) 物品名

小学校教師用教科書、指導書及び指導用デジタル教科書903冊

(2) 納入場所

町内5小学校

(3) 納入期限

令和6年3月29日まで

(4) 契約金額

金13,839,092円

（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金1,258,100円）

(5) 契約の相手方

半田市星崎町2-201-2 朋雲堂ビル

南海堂書店 代表 宮地 立身

(6) 契約の方法
随意契約

議案第 8 号 町道路線の認定について

提案の理由

町道について、路線の認定をするため、道路法第 8 条第 2 項の規定に基づき、議会の議決が必要であるからである。

認定路線

整理番号	路線名	起 点	延長
		終 点	
1	町道 1626 号線	南知多町大字内海字内田 80 番 3 地先から	1,070.6 m
		南知多町大字内海字牧之内 21 番 13 地先まで	
2	町道 2316 号線	南知多町大字山海字北山 28 番 4 地先から	274.4 m
		南知多町大字山海字芋生 60 番 9 地先まで	
3	町道 2317 号線	南知多町大字山海字芋生 60 番 12 地先から	227.4 m
		南知多町大字山海字芋生 107 番 45 地先まで	
4	町道 3437 号線	南知多町大字豊浜字上大田面 71 番 5 地先から	731.0 m
		南知多町大字豊浜字中村 61 番 2 地先まで	

議案第 9 号 辺地総合整備計画の変更について

1 提案の理由

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第 3 条第 8 項において準用する同条第 1 項の規定に基づき、辺地総合整備計画を変更することについて、議会の議決が必要であるからである。

2 計画の変更内容

辺地総合整備計画において整備しようとする公共的施設の事業費及び辺地対策事業債の予定額を減額する。

(単位：千円)

辺地名	事業費	財源内訳		一般財源のうち辺地対策事業債の予定額
		特定財源	一般財源	
篠 島	294,766 (727,502)	39,468 (29,799)	255,298 (697,703)	177,700 (620,000)
日 間 賀 島	654,523 (1,050,457)	202,490 (191,161)	452,033 (859,296)	324,500 (738,300)
合 計	949,289 (1,777,959)	241,958 (220,960)	707,331 (1,556,999)	502,200 (1,358,300)

()は変更前

3 計画期間

令和元年度から令和 6 年度

議案第 10 号 南知多町師崎港観光センター周辺整備運営事業基金条例の制定について

1 制定の理由

師崎港観光センター周辺の円滑かつ効率的な施設整備及び管理運営を目的とする基金を設置するため、地方自治法第 241 条第 1 項の規定に基づき、条例を制定する必要があるからである。

2 施行期日

公布の日

議案第 11 号 南知多町師崎港駐車場事業基金条例及び南知多町師崎港駐車場事業特別会計設置に関する条例を廃止する条例について

1 廃止の理由

令和 6 年度から師崎港観光センター周辺整備運営事業に係る財源を一般会計とすることに伴い、師崎港駐車場事業基金及び師崎港駐車場事業特別会計を廃止するため、現行条例を廃止する必要があるからである。

2 施行期日

令和 6 年 3 月 31 日

3 経過措置

廃止前の南知多町師崎港駐車場事業特別会計設置に関する条例による南知多町師崎港駐車場事業特別会計の令和 5 年度の歳入及び歳出並びに同年度の決算については、なお従前の例による。

議案第 12 号 南知多町師崎港駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

1 改正の理由

師崎港観光センター周辺整備運営事業の健全かつ円滑な運営を継続させるため、師崎港駐車場使用料の一部を改定する必要が生じたことに伴い、現行条例の一部を改正する必要があるからである。

2 改正の内容

南知多町師崎港駐車場の設置及び管理に関する条例別表第 2 普通駐車場の項使用料の欄中「(入庫後 50 分まで無料)」を削る。 (別表第 2 関係)

3 施行期日

令和 6 年 4 月 1 日

議案第 13 号 南知多町漁港管理条例等の一部を改正する条例について

1 改正の理由

漁港漁場整備法の法律名が令和 6 年 4 月 1 日から「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に変更されることに伴い、関係条例の一部を改正する必要があるからである。

2 改正の内容

引用する法律名の改正

- (1) 南知多町漁港管理条例 (第1条関係)
- (2) 南知多町漁港占用料等徴収条例 (第1条関係)
- (3) 南知多町漁港漁場整備事業分担金徴収条例 (第1条関係)

3 施行期日

令和6年4月1日

議案第14号 南知多町内海港海岸環境整備施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

1 改正の理由

指定管理者が南知多町内海港海岸環境整備施設の管理を行う場合の管理の基準等を整備するため、現行条例の一部を改正する必要があるからである。

2 改正の主な内容

(1) 名称の改正

条例の題名及び本文中「内海港海岸環境整備施設」を「東浜小柵緑地」とする。

(2) 利用の制限に関する規定の改正 (第6条関係)

営利を目的とする施設利用を認めない規定を廃止し、許可が必要な施設の利用及び行為について定める。

(3) 工作物等の設置に関する規定の追加 (第7条関係)

町長は東浜小柵緑地内において、指定管理者に工作物等を設置し、又は管理させることができる。

(4) 利用料金に関する規定の追加 (第11条関係)

町長は、東浜小柵緑地の管理を指定管理者に行わせる場合には、施設の利用料金を指定管理者の収入として収受させることができる。

3 施行期日

令和6年4月1日

議案第15号 公の施設の指定管理者の指定について（内海海岸東浜小柵緑地）

1 提案の理由

内海海岸東浜小柵緑地の管理について、南知多町内海港海岸環境整備施設の設置及び管理に関する条例第5条第1項の規定に基づき、指定管理者を指定するに当たり、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決が必要であるからである。

2 指定の内容

(1) 管理を行わせる公の施設

内海海岸東浜小柵緑地

(2) 指定管理者となる団体

愛知県豊田市竹町下沖39番地

株式会社 松尾組 代表取締役 松尾剛史

(3) 指定の期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

議案第 16 号 南知多町水道事業の設置等に関する条例及び南知多町漁業集落排水事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について

1 改正の理由

地方自治法が改正され、令和 6 年 4 月 1 日から施行されることに伴い、関係条例の一部を改正する必要があるからである。

2 改正の内容

引用条文の条ずれに伴う改正

- (1) 南知多町水道事業の設置等に関する条例 (第 5 条関係)
- (2) 南知多町漁業集落排水事業の設置等に関する条例 (第 5 条関係)

3 施行期日

令和 6 年 4 月 1 日

議案第 17 号 南知多町水道事業給水条例及び南知多町水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例について

1 改正の理由

生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律が令和 6 年 4 月 1 日から施行されることに伴い、関係条例の一部を改正する必要があるからである。

2 改正の内容

水道整備・管理行政の所管については厚生労働省から国土交通省に、水質基準の策定等の所管については厚生労働省から環境省に移管が行われることに伴う改正

- (1) 南知多町水道事業給水条例
(第 5 条第 1 項、第 32 条第 2 項及び第 35 条第 1 号関係)
- (2) 南知多町水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例
(第 4 条第 6 号関係)

3 施行期日

令和 6 年 4 月 1 日

議案第 18 号 南知多町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

議案第 19 号 南知多町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

以上 2 議案の提案理由の説明

1 改正の理由

南知多町特別職報酬等審議会より令和 6 年 1 月 22 日付けで町長に答申がなされたことに伴い、同審議会の答申を尊重し、議員報酬並びに町長、副町長及び教育長の給料の引上げを行うため、現行条例の一部を改正する必要があるからである。

2 改正の内容

- (1) 南知多町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例 (別表関係)

区 分	議員報酬月額		増減額
	現 行	改正案	
議長	345,000 円	355,000 円	10,000 円
副議長	262,000 円	270,000 円	8,000 円
常任委員長	246,000 円	253,000 円	7,000 円
議会運営委員長	246,000 円	253,000 円	7,000 円
議員	237,000 円	244,000 円	7,000 円

- (2) 南知多町特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例 (別表第1関係)

区 分	給料月額		増減額
	現 行	改正案	
町長	771,000 円	794,000 円	23,000 円
副町長	603,000 円	621,000 円	18,000 円
教育長	553,000 円	570,000 円	17,000 円

3 施行期日

令和6年4月1日

議案第20号 南知多町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

1 改正の理由

地方自治法第203条の2第4項の改正等により、会計年度任用職員に対して令和6年度から勤勉手当を支給すべきこととなるため、及び会計年度任用職員の給与について、常勤職員の給与改定に合わせ報酬額等を見直すため、現行条例の一部を改正する必要があるからである。

2 改正の主な内容

- (1) 期末手当支給率の改正 (第13条関係)
 (2) 勤勉手当に係る規定の追加 (第13条の2関係)
 (3) 報酬表の改正 (別表第1関係)

3 施行期日

令和6年4月1日

議案第21号 南知多町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

1 改正の理由

地方自治法第203条の2第4項の改正等により、会計年度任用職員に対して令和6年度から勤勉手当を支給すべきこととなるため、現行条例の一部を改正する必要があるからである。

2 改正の内容

育児休業をしている会計年度任用職員のうち、一定の要件を満たすものに勤勉手当を支給する改正 (第7条第2項関係)

- 3 施行期日
令和6年4月1日

議案第22号 南知多町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について

1 改正の理由

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令が、令和6年4月1日に改正されることに伴い、現行条例の一部を改正する必要があるからである。

2 改正の内容

- (1) 非常勤消防団員等に対する損害補償に係る補償基礎額を次のとおり改定
補償基礎額表

階級	勤務年数	現行	改定案	比較
団長及び副団長	10年未満	12,440円	12,500円	60円増額
	10年以上20年未満	13,320円	13,350円	30円増額
	20年以上	14,200円	14,200円	改定なし
分団長及び副分団長	10年未満	10,670円	10,800円	130円増額
	10年以上20年未満	11,550円	11,650円	100円増額
	20年以上	12,440円	12,500円	60円増額
部長、班長及び団員	10年未満	8,900円	9,100円	200円増額
	10年以上20年未満	9,790円	9,950円	160円増額
	20年以上	10,670円	10,800円	130円増額

(別表関係)

- (2) 消防作業従事者等に対する損害補償に係る補償基礎額の最低額を「8,900円」から「9,100円」に改定
(第5条関係)

3 施行期日等

(1) 施行期日

令和6年4月1日

(2) 経過措置

第5条第2項及び別表の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた損害補償並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る傷病補償年金等について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日以前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

議案第 23 号 南知多町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

1 改正の理由

地方税法施行令の一部を改正する政令が令和 5 年 3 月 31 日に公布され、後期高齢者支援金の法定賦課限度額が引き上げられたことに伴い、本町においても賦課限度額を引き上げるため、現行条例の一部を改正する必要があるからである。

2 改正の内容

後期高齢者支援金等課税額賦課限度額の改正 (第 2 条及び第 23 条関係)

項 目	現 行	改正案	現行との比較
賦課限度額	200,000 円	220,000 円	20,000 円引上げ

3 施行期日等

(1) 施行期日

令和 6 年 4 月 1 日

(2) 経過措置

改正後の南知多町国民健康保険税条例の規定は、令和 6 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和 5 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第 24 号 南知多町介護保険条例の一部を改正する条例について

1 改正の理由

介護保険法施行令の一部を改正する政令等が令和 6 年 1 月 19 日に公布されたことに伴い、南知多町第 9 期介護保険事業計画に基づき、令和 6 年度から令和 8 年度までの 3 年間の第 1 号被保険者の保険料率等を定めるため、現行条例の一部を改正する必要があるからである。

2 改正の主な内容

(1) 所得段階の細分化

現行の 12 段階の所得段階を 15 段階に改める。 (第 4 条第 1 項関係)

(2) 基準所得金額の一部改正

町民税本人課税層の現行第 9 段階から第 12 段階までを区分する基準所得金額を改め、新たに第 13 段階から第 15 段階までを区分する基準所得金額を加える。 (第 4 条第 1 項関係)

所得段階	対 象 者 (現 行)	対 象 者 (改正案)
第 9 段階	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が 320 万円以上 400 万円未満の方	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が 320 万円以上 420 万円未満の方
第 10 段階	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が 400 万円以上 600 万円未満の方	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が 420 万円以上 520 万円未満の方

第11 段階	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が <u>600 万円以上 800 万円未満</u> の方	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が <u>520 万円以上 620 万円未満</u> の方
第12 段階	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が <u>800 万円以上</u> の方	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が <u>620 万円以上 720 万円未満</u> の方
第13 段階		本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が <u>720 万円以上 820 万円未満</u> の方
第14 段階		本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が <u>820 万円以上 1,000 万円未満</u> の方
第15 段階		本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が <u>1,000 万円以上</u> の方

(3) 保険料率の改正 (第4条関係)

所得段階	現 行		改 正 案		現行との比較
	調整率	保険料(年額)	調整率	保険料(年額)	
第1段階	0.3 (0.5)	18,000 円 (30,000 円)	0.285 (0.455)	17,700 円 (28,300 円)	△ 300 円 (△1,700 円)
第2段階	0.5 (0.75)	30,000 円 (45,000 円)	0.485 (0.685)	30,200 円 (42,700 円)	200 円 (△2,300 円)
第3段階	0.7 (0.75)	42,000 円 (45,000 円)	0.685 (0.69)	42,700 円 (43,000 円)	700 円 (△2,000 円)
第4段階	0.9	54,000 円	0.9	56,100 円	2,100 円
第5段階	1.0	60,000 円	1.0	62,400 円	2,400 円
第6段階	1.2	72,000 円	1.2	74,800 円	2,800 円
第7段階	1.3	78,000 円	1.3	81,100 円	3,100 円
第8段階	1.5	90,000 円	1.5	93,600 円	3,600 円
第9段階	1.7	102,000 円	1.7	106,000 円	4,000 円
第10段階	1.8	108,000 円	1.8	112,300 円	4,300 円
第11段階	1.9	114,000 円	1.9	118,500 円	4,500 円
第12段階	2.0	120,000 円	2.0	124,800 円	4,800 円
第13段階			2.1	131,000 円	新 設
第14段階			2.3	143,500 円	新 設
第15段階			2.4	149,700 円	新 設

※ () は低所得者に対する公費による保険料軽減実施前の数値

3 施行期日等

(1) 施行期日

令和6年4月1日

(2) 経過措置

改正後の南知多町介護保険条例第4条の規定は、令和6年度分の保険料から適用し、令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

議案第25号 令和5年度南知多町一般会計補正予算（第9号）

補正額 793,624千円 補正後 8,879,422千円

◎繰越明許費	181,958千円
建設課	
・土木費 道路橋りょう維持補修事業	7,771千円
産業振興課	
・農林水産業費 経営体育成支援事業	38,848千円
・商工費 観光施設整備事業	11,000千円
・商工費 師崎観光センター周辺整備運営事業	28,380千円
住民福祉課	
・総務費 戸籍情報システム等改修業務委託事業	13,750千円
・民生費 物価高騰対応重点支援給付金（均等割のみ課税世帯）給付事業	62,863千円
・民生費 物価高騰対応重点支援給付金（こども加算）給付事業	16,370千円
健康子育て室	
・衛生費 新型コロナワクチン接種事業	1,237千円
1 職員人件費	
○歳出	
①人件費	
物価高騰対応重点支援給付金（均等割のみ課税世帯）給付事業費	
・職員手当等（時間外勤務手当）	506千円
2 企画財政課	
○歳入	
①地方交付税 普通交付税の増	63,489千円
②国庫支出金	198,863千円
・物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の増	182,241千円
・新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の増	16,622千円
③寄附金 公共施設等整備寄附金	50,000千円
④繰入金 財政調整基金繰入金の減(歳入の財源調整)	△98,088千円
⑤繰越金 繰越金の増	113,278千円
⑥町債	△33,114千円
・農業用施設整備事業債の増	4,200千円
・離島道路整備事業債の増	3,700千円
・河川施設災害復旧債	800千円
・臨時財政対策債の減	△48,714千円
・師崎観光センター周辺整備事業債	6,900千円
○歳出	
①総務費	243,380千円
・財政調整基金積立金の増	193,294千円

- ・都市計画事業基金積立金の増 50千円
- ・高齢者福祉基金積立金の増 2千円
- ・公共施設等整備基金積立金の増 50,034千円

3 建設課

○歳出

①農林水産業費

- ・県営ため池整備事業費 負担金 補助及び交付金（県営
防災ダム事業負担金）の増 4,189千円

②土木費

- ・道路橋りょう維持補修事業費の財源更正（地方債の増、一般財源の減）

③災害復旧費

- ・漁港施設災害復旧費 工事請負費（漁港施設災害復旧工事）の減
△10,731千円
- ・河川施設災害復旧費の財源更正（地方債の増、一般財源の減）

4 産業振興課

○歳入

①県支出金

12,547千円

- ・経営体育成支援事業費の増 26,348千円
- ・農業人材力強化総合支援事業費の減 △3,750千円
- ・水産業強化支援事業費の減 △7,313千円
- ・漁業生産力強化総合対策事業費の減 △2,738千円

②繰入金

- ・師崎港駐車場事業特別会計繰入金 551,395千円

○歳出

①農林水産業費

12,330千円

- ・農業振興対策事業費 負担金補助及び交付金（経営体育成支援事業費補助金の増、
新規就農者経営発展支援事業費補助金の減）の増 22,598千円
- ・漁業振興対策事業費 負担金補助及び交付金（水産業強化対策整備事業費補助金、
漁業生産力強化総合対策事業費補助金）の減 △10,268千円

②商工費

- ・師崎港観光センター周辺整備運営事業費 積立金 551,395千円

5 住民福祉課

○歳入

①国庫支出金

2,294千円

- ・障害者総合支援給付費の減 △13,456千円
- ・障害児施設措置費（給付費等）の増 2,000千円
- ・社会保障・番号制度システム整備費 13,750千円

②県支出金

△5,728千円

- ・障害者総合支援給付費の減 △6,728千円
- ・障害児施設措置費（給付費等）の増 1,000千円

○歳出

①総務費

・ 戸籍住民基本台帳一般管理費 委託料の増	13,750千円
②民生費	74,850千円
・ 障害者総合支援事業費 国県支出金等返還金の増	6,263千円
・ 電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金 給付事業 負担金 補助及び交付金の減	△10,140千円
・ 物価高騰対応重点支援給付金（(均等割のみ課税世帯) 給付事業費 需用費、役務費、委託料、負担金 補助 及び交付金	62,357千円
・ 物価高騰対応重点支援給付金（こども加算）給付事 業費 役務費、委託料、負担金 補助及び交付金	16,370千円

6 保険年金室

○歳入

①国庫支出金	4,747千円
・ 国民健康保険保険基盤安定負担金の増	4,695千円
・ 産前産後保険税負担金の増	52千円
②県支出金	18,475千円
・ 国民健康保険保険基盤安定負担金の増	18,449千円
・ 産前産後保険税負担金の増	26千円
○歳出	
①民生費	
・ 国民健康保険特別会計繰出金の増	28,700千円

7 環境課

○歳入

①国庫支出金 浄化槽整備事業費の減	△10,509千円
②県支出金 浄化槽設置整備事業費の減	△1,862千円

○歳出

①衛生費	△40,430千円
・ 合併処理浄化槽設置事業費補助金の減	△11,861千円
・ 知多南部衛生組合分担金の減	△3,805千円
・ 知多南部広域環境組合分担金の減	△24,764千円

8 健康子育て室

○歳入

①国庫支出金	△4,849千円
・ 子どものための教育・保育給付費の増	1,974千円
・ 児童手当支給費の減	△6,823千円
②県支出金	△648千円
・ 施設型教育・保育給付費等の増	771千円
・ 児童手当支給費の減	△1,419千円
○歳出	
①民生費	△11,720千円
・ 児童手当等支給事業費 児童手当の減	△9,660千円
・ 保育所一般管理費 報酬の減、委託料の増	△2,060千円

9 健康介護課

○歳入

①県支出金

・介護施設等整備事業費の減 $\Delta 66,666$ 千円

○歳出

①民生費

・老人福祉一般管理費 負担金 補助及び交付金の減 $\Delta 66,666$ 千円

10 学校教育課

○歳出

①教育費

$\Delta 5,929$ 千円

・事務局一般管理費 報酬の減

$\Delta 3,475$ 千円

・教育振興費の財源更正（国庫支出金の増、一般財源の減）

・学校管理費の財源更正（国庫支出金の増、一般財源の減）

・中学校一般管理費 需用費の減

$\Delta 2,454$ 千円

議案第26号 令和5年度南知多町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

（保険年金室） 補正額 100,479千円 補正後 2,810,055千円

○歳入

①国民健康保険税

$\Delta 43,467$ 千円

・一般被保険者医療給付費分現年課税分の減

$\Delta 38,467$ 千円

・一般被保険者後期高齢者支援金分現年課税分の減

$\Delta 3,000$ 千円

・一般被保険者介護納付金分現年課税分の減

$\Delta 2,000$ 千円

②県支出金 保険給付費等交付金（普通交付金）の増 100,000千円

③財産収入 国民健康保険事業安定化基金利子収入の増

6千円

④繰入金

28,698千円

・保険基盤安定繰入金の増

30,859千円

・財政安定化支援事業繰入金の増

1,076千円

・その他一般会計繰入金の減

$\Delta 3,342$ 千円

・産前産後保険税繰入金の増

105千円

⑤繰越金 繰越金の増

15,242千円

○歳出

①保険給付費 一般被保険者療養給付費の増

100,000千円

②基金積立金 国民健康保険事業安定化基金積立金の増

7千円

③諸支出金 国県支出金等返還金の増

472千円

議案第27号 令和5年度南知多町介護保険特別会計補正予算（第3号）

（健康介護課） 補正額 2,459千円 補正後 2,079,335千円

○歳入

①国庫支出金

3,333千円

・調整交付金の増

2,104千円

・介護保険システム改修事業費

1,229千円

- ②繰入金 介護給付費準備基金繰入金の減（歳入の財源調整）△ 8 7 4 千円
- 歳出
- ①総務費 委託料の増 2, 4 5 9 千円
- ②基金積立金 積立金の増 3, 8 0 4 千円
- ③諸支出金 償還金、利子及び割引料の減 △ 3, 8 0 4 千円

議案第 2 8 号 令和 5 年度南知多町師崎港駐車場事業特別会計補正予算（第 2 号）
（産業振興課） 補正額 5 5 3, 9 4 8 千円 補正後 6 5 8, 5 9 7 千円

- 歳入
- ①使用料 駐車場使用料の減 △ 9, 1 9 1 千円
- ②財産収入 師崎港駐車場基金利子の増 6 千円
- ③繰越金 繰越金の増 1 1, 7 3 8 千円
- ④繰入金 繰入金の増 5 5 1, 3 9 5 千円
- 歳出
- ①総務費 繰出金の増 5 5 1, 3 9 5 千円
- ②基金積立金 積立金の増 2, 5 5 3 千円

議案第 2 9 号 令和 5 年度南知多町水道事業会計補正予算（第 3 号）
（水道課） 補正額 5 4, 6 2 3 千円 補正後 1, 0 1 1, 3 0 9 千円

- 収益的支出
- ①営業外費用 消費税及び地方消費税の減 △ 4, 1 6 2 千円
- 資本的収入
- ①補助金 県補助金（生活基盤施設耐震化等補助金） 1 2, 9 9 4 千円
- 資本的支出
- ①建設改良費 配水設備新設改良費の増（工事請負費） 5 8, 7 8 5 千円

令和 6 年度当初予算

議案第 3 0 号 令和 6 年度南知多町一般会計予算
予算額 8, 6 6 8, 0 0 0 千円

議案第 3 1 号 令和 6 年度南知多町国民健康保険特別会計予算
予算額 2, 7 2 0, 0 0 0 千円

議案第 3 2 号 令和 6 年度南知多町後期高齢者医療特別会計予算
予算額 3 5 6, 5 0 0 千円

議案第 3 3 号 令和 6 年度南知多町介護保険特別会計予算
予算額 1, 9 6 6, 0 0 0 千円

議案第34号 令和6年度南知多町水道事業会計予算
予算額 935,917千円

議案第35号 令和6年度南知多町漁業集落排水事業会計予算
予算額 204,039千円